

令和2年5月21日

報道各社各位



西東京市 企画部秘書広報課

賃貸店舗等家賃補助事業の創設 ～市内中小企業等を支える取り組み～

1 目的

新型コロナウイルス感染拡大により大幅に売上げが減少し、かつ賃貸店舗の家賃支払いが大きな負担となっている市内中小企業・個人事業者の方に対する負担軽減及び事業継続の支援を目的に、緊急経済対策として賃貸店舗等家賃補助事業を実施します。

2 補助制度の概要

申請手続	西東京商工会
申請期間	令和2年6月以降（予算額上限に達し次第終了）
主な申請要件	①市内において、店舗または事業所を賃貸借契約により営んでいる中小企業及び個人事業者等 ②売上げ減少率 50%以上で、国の持続化給付金の「給付通知書」または「口座入金部分の写し」を提出できる事業者
補助額	一律 30 万円
申請件数	500 件

3 予算額

153,099 千円

4 その他事業者対策（経営支援・創業者支援）

事業名	支援内容	実施主体
西東京創業支援・経営革新相談センター事業	本市の賃貸店舗等家賃補助金や国の持続化給付金などの申請手続相談の強化	西東京商工会
女性の働き方サポート推進事業（ハンサムママ・プロジェクト）	感染防止対策のため、オンライン形式による講座開催、交流会の実施	西東京市

【問い合わせ先】生活文化スポーツ部 産業振興課（TEL：042-420-2819）